

4. 1 2 無機性汚泥から再生した処理土

① 評価対象資材

無機性汚泥を建設発生土と同等以上に使用できるように改良・処理した「無機性汚泥から再生した処理土」を評価対象とする。

「無機性汚泥から再生した処理土」の種類は、その品質・性状などによって別表 1 のとおり区分する。

別表 1 「無機性汚泥から再生した処理土」の種類と性能規定

種 類	性能規定
第 1 種処理土	固結強度が高く、礫、砂状を呈するもの
第 2 種処理土	コーン指数 8 0 0 kN/m ² 以上、C B R 6 %以上
上記の「性能規定」のほか、用途に応じた品質基準を満足する必要がある。	

②品質・性能

以下の全ての項目に適合すること。

a. 品質

品質は、「b. 試験方法」によって試験を行い、別表 1 の『性能規定』に適合しなければならない。また、用途に応じた品質基準を満足する必要がある。

b. 試験方法

・ b - 1 第 1 種処理土に対する試験方法

第 1 種処理土については、『地盤材料の工学的分類方法』（J G S 0 0 5 1）により土質分類を行い、礫、砂に相当するかを判定する。

・ b - 2 第 2 種処理土に対する試験方法

処理土のコーン指数試験の方法は、『締固めた土のコーン指数試験方法（J I S A 1 2 2 8, J G S 0 7 1 6）に準拠し、別表 2 に示す方法によるものとする。

※ J G S : 地盤工学会基準

別表 2 処理土のコーン指数試験方法

【供試体の作製】	
試料	処理土を一旦ときほぐし， 9. 5mmふるいを通過させたもの。
モールド	内径 1 0 0mm 高さ 1 2 7. 3mm
ランマー	質量 2. 5kg
突固め	3 層に分けて突固める。 各層毎に 3 0 cmの高さから 2 5 回突固める。
【測定】	
コーンペネトロメータ	底面の断面積 3. 2 4 cm ² ，先端角度 3 0° のもの。
貫入速度	約 1 cm／秒
方法	モールドをつけたまま鉛直に貫入させ，コーンの先端が供試体の 上端面から 5 cm， 7. 5 cm， 1 0 cm貫入させた時の貫入抵抗力 (kN) を求める。
【計算】	
貫入抵抗力	貫入量 5 cm， 7. 5 cm， 1 0 cmに対する貫入抵抗力を平均する。
コーン指数	平均貫入抵抗力をコーン底面積 3. 2 4 × 1 0 cm ² で除す。

③再生資源の含有率

茨城県内の公共工事又は施設から発生する建設汚泥又は浄水汚泥のうち、無機性のものを、改良土の原料としてほぼ100%使用していること。（改良剤，補足材量は除く）
ただし，再生資源の供給不足や環境負荷低減に寄与する等の合理的な理由が明確に示される場合には，この限りではない。

④環境に対する安全性

- a. 原料として特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 製品または原料（再生資源）において，土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項による「土壤溶出量」及び第2項による「土壤含有量」の基準に適合すること。

⑤品質管理

茨城県より産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設において製造された製品であること。さらに，安定した品質が確保できる設備・組織，社内規格，材料の供給体制，品質管理推進責任者等を備えた工場において製造された製品であること。

⑥環境負荷

- a. 一般の購入土を使用した場合に比べ，環境負荷低減効果があること。
- b. 一般の購入土を使用した場合に比べ，別表3に示す項目について環境負荷が増大しないこと。

⑦その他（留意事項）

土壌の水素イオン濃度（pH）について、再資源化の方法によっては（pH）が高くなることが想定されるが、4以上9未満を目安とする。万が一、高くなりすぎてしまった場合は、表流水、浸出水が公共用水域へ流出しないように排出処理や盛土等の設計上の配慮が必要。

別表3 環境負荷増大が懸念される項目

- ・再リサイクルが可能な資材である。
- ・再リサイクル時に著しい環境負荷が生じない。
- ・使用時，施工時において，有害物質等の溶出がない。
- ・製造過程においてエネルギー消費量が著しく増大しない。
- ・製造過程において，著しい環境負荷は生じない。

令和 元年 1 1 月 7 日 一部改正

令和 7 年 1 月 3 1 日 一部改正